

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二十六号

鳥取縣立農業講習所規程（昭和二十四年三月鳥取縣規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立農業講習所規程中改正規程

第一條中「農業改良普及員等の養成並びにその再教育」の下に「及び農村中堅青少年の養成」を加える。
第三條を次のように改める。

第三條 講習所の入所出願資格者は左の各号の一に該当する者で身体強健志操堅実な者とする。

本科

一、新制高等学校又はこれに準ずる（農林大臣の

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年五月十八日 外 金曜日 号

指定する）教育機関の卒業者。

二、旧制中等学校（乙種農學校を含む）卒業後一箇年以上農業に関する試験、研究、教育、普及事業又は實務に從事した者。

新制中學校の卒業者又はこれに準ずるもの。

研究科

農業講習所、農業に関する大學専門學校の卒業者。

第四條を次のように改める。

第四條 講習所の講習期間は次の通りとする。但し授業料は徵收しない。

本科 一箇年

研究科 六箇月以上

第五條中「手当を支給する」を「手当を支給することが

00826

(1) 縦横繩 (2) 一重俵に同じ

六、複式俵

(1) 俵菰

編所	封	間	(寸)	菰(尺)	封數	重(匁)	量
中央	左右	兩端		丈			
四	七、〇	六、五	五、五	四〇	七〇	以上	九〇〇
七、〇	六、五	五、五	五、五	四〇	七〇	以上	九〇〇
							上下夫々 ○匁の差を 認める。

(1) 荷造り

A さん俵内当のもの

(1) 小口かどり

小口繩を以つて三封づくい、目貫九ヶ所を通し菰端を内方に折曲げた上にさん俵を

当てさん俵縄にて十文字にかどり順次右へ一廻りは皆すくい、二廻り目より三つ飛にかどり

を當てさん俵縄にて十文字にかどり、残りの菰端約四割を以つてこれを覆い順次右へ二廻り目迄は皆すくい、三廻り目は一つ飛にかどり

四廻り目は二廻り目の繩にて飛びにかどり

(二廻り目にかかるまで引締める) 五廻り目は四廻目の繩を一つ飛にかどり中央でくくる。

(1) 縦横繩

(2) 一重俵に同じ

七、叭

(1) 縦横繩 (2) 一重俵に同じ。

(1) 叭

小口かどり繩を以つて三封づくい、目貫九ヶ所を通し菰端を内方に折曲げた上にさん俵を

当てさん俵縄にて十文字にかどり順次右へ一廻りは皆すくい、二廻り目より三つ飛にかどり

中央にて引締め菊花かどりとする。

(1) 叭

二号叭 一等のもの又是一号特叭の一等及び二等のもの。

(1) 縦繩

三ヶ所各々二廻り四つ目結とする。

(1) 横繩

二筋を以つて一ヶ所掛けとし各縦繩に引掛け(兩端の縦繩では蛙股掛けとする) 枝折結とする。

昭和二十六年五月十八日印刷
昭和二十六年五月十八日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十八日開行 第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町印 刷 所